

別紙様式3(一般競争入札)

令和8年度 石狩森林管理署公共工事契約状況

令和8年4月28日

分任支出負担行為担当官  
石狩森林管理署長 武田 祐介

工事名	施工場所	工事種別	工事概要	入札方式
支管内地区災害関連緊急事業その1	千歳市支管内 石狩森林管理署6047林班ほか	治山工事	溪間工 2基	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所	
62,985,000円	56,918,890円	令和8年4月24日	札幌市中央区北1条西19丁目2番地	
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期		
60,800,000円	令和8年4月	令和9年3月		

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格  
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由  
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額  
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳  
別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。  
本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

令和8年3月19日

分任支出負担行為担当官  
石狩森林管理署長 武田 祐介

1 工事概要等

本工事は、概算数量発注方式により発注するものである。

なお、本入札の開札までに、本工事の詳細設計である「支寒内地区災害関連緊急事業実施設計業務その1」の契約ができなくなったことが明らかになった場合は、本公告を取り消すものとする。

本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

本工事は、現場閉所による週休2日の試行工事（発注者指定方式）である。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用工事である。

本工事は、工事における省力化を図るため、受注者の希望により省力化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を実施する省力化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事である。

- (1) 工 事 名 支寒内地区災害関連緊急事業その1（電子入札対象案件）  
（電子契約試行対象案件）
- (2) 工事場所 北海道千歳市支寒内 石狩森林管理署 6047 林班ほか
- (3) 工事内容 溪間工 2基  
第1号コンクリート谷止工 1基  
第2号コンクリート谷止工 1基
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月19日
- (5) 本工事の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年7月

2 3 日余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

- (9) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で 10 k m 程度又は移動時間 60 分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第 27 条第 2 項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 7・8 年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係る B 等級、A 等級又は C 等級の一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す契約金額 500 万円（消費税込み）以上（路体強化工は契約金額に制限なし。）の同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20% 以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：森林土木工事（治山事業における溪間工事・山腹工事、林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設工事、林道事業における新設、改良、災害復旧工事、特殊修繕）

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法

律第 100 号) に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第 26 条第 3 項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第 26 条第 2 項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げる③を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2 現場を限度として兼務できることとする。

また本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

① 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間に、(4) に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該工事が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものである場合にあつては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「工事請負指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 北海道森林管理局管内の森林管理(支)署長が発注した同種工事で、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること。

(8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。(入札説明書参照)

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)

(10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内(北海道内)に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下の届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出

② 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
  - ①提出期間：令和8年3月20日から令和8年4月3日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時00分から17時00分まで。  
また、申請書及び資料については、提出期間の中で極力早めに提出願います。
  - ②提出先：〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番  
石狩森林管理署 総務グループ 総括事務管理官  
電話：050-3160-5710  
メールアドレス：h\_ishikari@maff.go.jp
  - ③その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵便又はFAXによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。
- (3) 申請書及び資料は入札説明書に基づき作成すること。
- (4) (2)の①に規定する期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 入札手続等

- (1) 担当部局  
〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番  
石狩森林管理署 総務グループ 総括事務管理官  
電話：050-3160-5710  
メールアドレス：h\_ishikari@maff.go.jp
- (2) 入札説明書等の交付期間及び方法
  - ①交付期間：令和8年3月19日から令和8年4月21日まで。
  - ②方法：原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。  
[https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/ippan\\_isikari.html](https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/ippan_isikari.html)
- (3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法  
入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。
  - ① 電子入札システムによる場合  
入札開始日時 令和8年4月17日9時00分  
入札締切日時 令和8年4月22日10時00分
  - ② 紙入札方式により持参する場合は、令和8年4月22日10時00分に石狩森林

管理署入札室へ持参の上、入札すること。

③ 開札は、令和8年4月22日10時00分に石狩森林管理署において行う。

④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

## 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店) )。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官庁石狩森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、電子証書等(電磁的記録により発行された保証証書等をいう。)を利用する際は、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

④ 上記①の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により技術審査資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 資料の内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、その詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知）による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある

る依頼又は情報聴取

(13) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知の上、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局 > 公売・入札情報 > 競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等 > 資料7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(14) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)  
をご覧ください。



(別添2)

別紙様式第15号

### 入札執行調書

件名 支寒内地区災害関連緊急事業その1

日時 令和8年4月22日 午前11時00分

場所 石狩森林管理署

執行者 所属 石狩森林管理署 官職 農林水産技官 氏名 武田 祐介 確認者 所属 石狩森林管理署 官職 農林水産技官 氏名 高木 理絵

立会者 所属 石狩森林管理署 官職 農林水産技官 氏名 高木 理絵

番号	入札者名	第1回		第2回		第3回		備考
		順位	金額	順位	金額	順位	金額	
1	北宝建設株式会社	1	60,800,000					落札
2	株式会社 福田組	2	62,400,000					
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

(注1) 金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

(注2) 執行者は、契約担当官等またはその補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。

確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。

立会者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。

(A 4横)

(別添3)

令和 8 年度

積算内訳書

大分類流域 石狩川

支流域 千歳川上流

工事名 支寒別地区災害関連緊急事業その1

施工地 北海道千歳市支寒内  
石狩森林管理署 6047林班ほか

森林管理局	北海道森林管理局
森林管理署	石狩森林管理署
事務所名等	本署

# 本工事費内訳書

支寒内地区災害関連緊急事業その1

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
溪間工（第1号コンクリート谷止工）	基	1		19,954,000		
治山土工				2,254,000		
掘削工				569,536		
岩石掘削(機械) 1300kg級 軟岩(Ⅰ)B	m3	82	2,110	173,020		
【軟岩(Ⅰ)B除去】ハック材掘削(掘削積込、積込) <small>ルーズな状態の積込 山地治山工(B) 溪間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 砂</small>	m3	82	437	35,834		
【床掘】ハック材掘削(掘削積込、積込) <small>地山の掘削・積込 山地治山工(B) 溪間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 砂</small>	m3	10	484	4,840		
【床掘】ハック材掘削(掘削積込、積込) <small>地山の掘削・積込 山地治山工(B) 溪間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 岩</small>	m3	292	580	169,360		
大型ブレイカ転石破碎 標準	m3	18	3,597	64,746		
【破碎岩除去】ハック材掘削(掘削積込、積込) <small>ルーズな状態の積込 山地治山工(B) 溪間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 砂</small>	m3	18	695	12,510		
土砂掘削面整形 岩塊・玉石	m2	23	942	21,666		
岩盤清掃	m2	55	1,592	87,560		
埋戻し工				164,134		
【埋戻し】ハック材掘削(掘削積込、積込) <small>ルーズな状態の積込 山地治山工(B) 溪間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 岩</small>	m3	211	514	108,454		
締固め(機械はねつけ後の締固作業) 締固め作業A	m3	87	640	55,680		

# 本工事費内訳書

支寒内地区災害関連緊急事業その1

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
河床整理・床掘残土土工				1,520,854		
【河床整理掘削】バックホウ掘削(掘削積込、積込) 地山の掘削・積込 山地治山工(B) 溪間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 岩	m3	352	507	178,464		
【積込】バックホウ掘削(掘削積込、積込) ルーズな状態の積込 山地治山工(B) 溪間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 岩	m3	563	447	251,661		
【残土】不整地運搬車運搬 片道0.1km 砂利、玉石類	m3	563	371	208,873		
【残土】ダンプ運搬10t 土砂類 片道5.5km BH山積0.80m3	m3	463	1,601	741,263		
【残土】ダンプ運搬10t 土砂類 片道1.1km BH山積0.80m3	m3	100	781	78,100		
【残土】ブルドーザ盛土締固め 築堤 普通11t 仕上り厚0.3m 良好	m3	563	111	62,493		
治山ダム工				17,637,000		
第1号コンクリート谷止工				16,974,520		
コンクリートポンプ車打設(治山ダム) 無筋構造物 30≦V<45m3/日 圧送管組立・撤去有	m3	268	800	43,309	11,641,459	
目地板 30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)(t=10)	m2	14	4,113	57,582		
止水板設置 塩ビ止水板CF W300*T7mm	m	5	5,942	32,681		
鉄筋加工 鉄筋径16~25mm	kg	624	184	114,816		
治山ダム 鉄筋建込(水平打継面処理) D型	本	238	241	57,358		

## 本工事費内訳書

支寒内地区災害関連緊急事業その1

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
治山ダム型枠 設置・撤去 ケーブルクレーンなし	m2	20	13,283	265,660		
型枠 一般型枠 小型構造物	m2	13	9,612	124,956		
丸太式残存型枠工(治山ダム用)太鼓落材	m2	216	21,402	4,622,832		
円形型枠設置 φ400mm L=2.40m 損耗率5%	個所	4	6,429	25,716		
面木ゴム 三角 A-4 22*22*30mm	m	11	2,860	31,460		[3006]
袖保護工				663,192		
カゴ枠 500×1200mm めっき	m2	8	22,500	180,000		
端部材 1200mm用 めっき	枚	16	3,900	62,400		[3155]
かご枠工 詰石 幅120cm	m	16	8,401	134,416		
吸出防止材 合織不織布 T10mm 117N	m2	22	590	12,980		×1.07 [3070]
割石 150~300mm	m3	10	24,000	240,000		署見積り(現地到着価格)
植生補工(肥料袋有) 最大法長3.0m以上	m2	11	3,036	33,396		
溪間工付属設物設置工				63,000		
堤名板取付工				63,375		

## 本工事費内訳書

支寒内地区災害関連緊急事業その1

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
堤名板[B型]設置 (普通作業員)	枚	1	63,375	63,375		[4608]
仮設工	式	1		1,172,000		
仮設工【任意仮設】				1,172,000		
土留・仮締切工				259,463		
大型土のう工 流用土 製作・設置	袋	29	7,878	228,462		
大型土のう工 撤去	袋	29	1,069	31,001		
水替工				304,581		
【排水堀】バックホウ掘削(掘削積込、積込) <small>地山の掘削・積込 山地治山工(B) 溪間工 制限なし 山積0.8m<sup>3</sup>(平積0.6m<sup>3</sup>) 岩</small>	m <sup>3</sup>	41	507	20,787		
水替ポンプ 据付・撤去(小口径) 揚程10m以下 排水7以上30m <sup>3</sup> /h未満 ポンプ口径100mm	箇所	2	51,097	102,194		
ポンプ 運転(作業時排水) 小口径 発動発電機 排水量7以上30m <sup>3</sup> /h未満(ポンプ口径100mm*1台)	日	25	7,264	181,600		
足場・支保工				441,530		
足場工(キャットウォーク)	m	134	3,295	441,530		
工事用道路工				166,576		
仮設道新設 <small>地山傾斜15°以下 礫質土 掘削押土数均し:ブルドーザ15t級 側溝なし</small>	m	99	88	8,712		[4394]

## 本工事費内訳書

支寒内地区災害関連緊急事業その1

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
仮設道新設 地山傾斜15° 超え20° 以下 軟岩 (I) A 掘削押土敷均し:ブルドーザ15t	m	10	338	3,380		[4399]
ダンプ運搬10t 切込砕石 片道54.3km BH山積0.80m3	m3	11	9,137	100,507		
切込砕石0~80mm	m3	11	3,800	41,800		署見積単価
ブルドーザ不陸均し ブルドーザ15t級	m2	297	41	12,177		[4413]
溪間工 (第2号コンクリート谷止工)	基	1		12,303,000		
治山土工				441,000		
掘削工				378,277		
【床掘】ハックの掘削(掘削積込、積込) 地山の掘削・積込 山地治山工(B) 溪間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 砂	m3	31	484	15,004		
岩石掘削(機械) 1300kg級 軟岩 (I) B	m3	107	2,110	225,770		
【軟岩 (I) B除去】ハックの掘削(掘削積込、積込) ルーズな状態の積込 山地治山工(B) 溪間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 形	m3	107	437	46,759		
岩盤清掃	m2	57	1,592	90,744		
埋戻し工				63,100		
【埋戻】ハックの掘削(掘削積込、積込) ルーズな状態の積込 山地治山工(B) 溪間工 制限なし 山積0.8m3(平積0.6m3) 形	m3	140	437	61,180		
締固め(機械はねつけ後の締固作業) 締固め作業A	m3	3	640	1,920		

## 本工事費内訳書

支寒内地区災害関連緊急事業その1

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
治山ダム工				11,799,000		
第2号コンクリート谷止工				11,799,641		
コンクリートポンプ車打設(治山ダム) 無筋構造物 30≦V<45m3/日 圧送管組立・撤去有	m3	189 700	47,039	8,923,298		
鉄筋加工 鉄筋径16~25mm	k g	427	184	78,568		
治山ダム 鉄筋建込(水平打継面処理) D型	本	163	241	39,283		
治山ダム型枠 設置・撤去 ケーブルクレーンなし	m2	8	13,283	106,264		
型枠 一般型枠 小型構造物	m2	31	9,612	297,972		
丸太式残存型枠工(治山ダム用)太鼓落材	m2	109	21,402	2,332,818		
円形型枠設置 φ400mm L=2.40m 損耗率5%	個所	2	6,429	12,858		
面木ゴム 三角 A-4 22*22*30mm	m	3	2,860	8,580		[3006]
溪間工付属設物設置工				63,000		
堤名板取付工				63,375		
堤名板[B型]設置 (普通作業員)	枚	1	63,375	63,375		[4608]
仮設工	式	1		694,000		

## 本工事費内訳書

支寒内地区災害関連緊急事業その1

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
仮設工【任意仮設】				694,000		
土留・仮締切工				30,362		
土のう締切工 48*62cm	m2	2	15,181	30,362		
水替工				400,720		
仮設排水管敷設・撤去	m	50	6,767	338,350		提要07-02, 2(2)
ポンプ運転(作業時排水) 小口径 発動発電機 排水量0以上7m3/h未満(ポンプ径50mm*1台)	日	9	4,862	43,758		
水替ポンプ据付・撤去(小口径) 揚程10m以下 排水0以上7m3/h未満 ポンプ口径50mm	箇所	1	18,612	18,612		
足場・支保工				263,600		
足場工(キャットウォーク)	m	80	3,295	263,600		
直接工事費	式	1		34,123,000		
共通仮設費計	式	1		5,420,000		
共通仮設費(積上げ分計)	式	1		527,000		
安全費(雨量計) 転倒マス型自記式 記録日数:164日 記録紙:5.5巻	式	1		297,163		
技術管理費(三者会議費)	式	1		230,631		

## 本工事費内訳書

支寒内地区災害関連緊急事業その1

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
共通仮設費(率計上)	式	1		4,893,000		
純工事費	式	1		39,543,000		
現場管理費	式	1		13,641,000		
工事原価	式	1		53,184,000		
一般管理費等	式	1		9,801,668		
一般管理費等計	式	1		9,801,000		
工事価格	式	1		62,985,000		
消費税相当額	式	1		6,298,500		
請負金額	式	1		69,283,500		